

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

- 町区域の新設及び変更(大田区)……………(総務局行政部振興企画課)…一
- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞(二件)……………(都市整備局住宅政策推進部不動産課)…二
- 宅地建物取引業法第六十七条による告示……………(同)…三
- 市街地再開発組合の設立認可……………(都市整備局市街地整備部民間開発課)…三
- 建築基準法による道路位置の指定……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部有害化学物質対策課)…三
- 貸金業の規制等に関する法律による行政処分……………(産業労働局金融部貸金業対策課)…四
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)…四
- 都道の供用開始……………(同)…六
- 東京都が設立する公立大学法人に承継する権利及び義務……………(大学管理本部管理本部新大学設立準備室)…六
- 東京都公債の償還……………(財務局主計部公債課)…六

雑報

告示

- 地籍図及び地籍簿の作成……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)…六
 - 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…七
 - 低NOx燃焼機器の認定……………(環境局環境改善部大気保全課)…七
 - 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…七
 - 東京都損失補償東京都住宅供給公社債券の償還……………(東京都住宅供給公社)…八
- 東京都告示第二百四十九号
大田区長から、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、次のとおり町区域を新設し、及び変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。
- 右の処分は、平成十七年三月一日からその効力を生ずるものとする。
- 平成十七年二月二十五日
東京都知事 石原 慎太郎

町区域の新設	住居表示実施前の町名等
ふるさとの浜	大森東一丁目の一部
辺公園	大森東三丁目無番地 有地の地先公有水面
	別図のとおり

町区域の変更	住居表示実施前の町名等
	平和島五丁目八番六か

平和の森公園
ら平和の森公園無番地区有地を経て大森東一丁目無番地国有地に至る間の地先公有水面
別図のとおり

三 被聴聞者

- (一) 商号 株式会社ライブタウン
- (二) 代表者氏名 代表取締役 太田 久雄
- (三) 主たる事務所の所在地 世田谷区等々力三丁目十番六号
- (四) 免許証番号 東京都知事(4)第六一二二〇号
- (五) 免許年月日 平成十四年五月十日

●東京都告示第二百五十二号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定に基づき、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定に基づき、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成十七年二月二十五日

東京都知事 石原 慎太郎

商号	代表者氏名	主たる事務所 の所在地	免許証番号	免許年 月日
株式会社	代表取締役	昭島市松原	東京都知事	平成十
住京ハウ	高野 健一	町五丁目二	(4)第五八九	三年六
ジング		番二十号	三〇号	月八日
コスモリ	代表取締役	新宿区西新	東京都知事	平成十
ビング株	清宮 良治	宿七丁目十	(6)第四六八	五年三
式会社		番十七号	四七号	月二十

●東京都告示第二百五十三号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一条

第一項の規定に基づき後案二丁目西地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成十七年二月二十五日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 組合の名称 後案二丁目西地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間 平成十七年二月二十五日から平成二十二年三月三十一日まで
- 三 施行地区 文京区後案二丁目地内
- 四 事務所の所在地 文京区後案二丁目五番一号
- 五 設立認可の年月日 平成十七年二月二十五日
- 六 事業年度 四月一日から翌年三月三十一日まで
- 七 公告の方法 事務所の掲示板に掲示するほか、特に必要があるときは官報に掲載する。
- 八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限 平成十七年三月二十六日

●東京都告示第二百五十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定

した。
なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年二月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

小西 恭一

指定番号及 指定年月 日	指定する道路 の位置	道路の幅員及 び延長(単位 メートル)	申請者氏名
十六多建開 二道第四十 五号	小平市花小金 井四丁目二百 八十八番五の 一部	幅員 五・〇〇 延長 一五・二五	高橋 信博
平成十七年 二月十日			

●東京都告示第二百五十五号

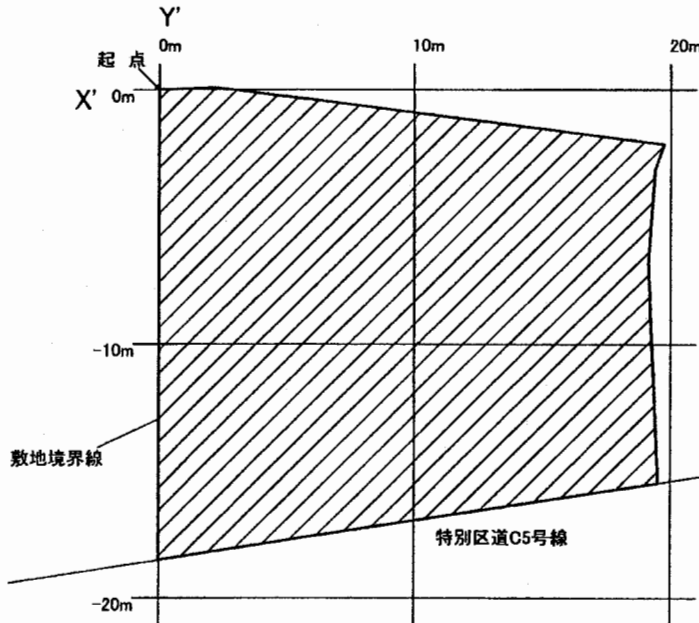
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第五条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を指定する。

平成十七年二月二十五日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 指定する区域 別図のとおり(目黒区東山二丁目千二百二十八番五及び同番十九から同番二十二まで)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第十八条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称 シスー・ニージクロロエチレン、トリクロロエチレン、シアン化合物、六価クロム化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 土壌汚染対策法施行規則第十八条第二項の基準に適合していない特定有害物質の名称 シアン化合物

別図



凡例

指定区域

<起点>

起点は、目黒区東山二丁目1228番22の敷地境界の最北端の境界杭とする。

<格子の回転角度> 72°

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百五十六号

貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号。以下「法」という。)第三十七条第一項の規定による行政処分について、法第四十一条の規定により次のとおり告示する。

平成十七年二月二十五日

東京都知事 石原 慎太郎

一 被処分者

(一) 名称 ヤマタカ

(二) 代表者氏名 山下 隆史

(三) 主たる営業所の所在地 府中市日新町三丁目三十七番地の十七

(四) 登録番号 東京都知事(一)第二五四四七号

(五) 登録年月日 平成十四年七月十九日

二 処分年月日 平成十七年二月十八日

三 処分の内容 登録の取消し

四 登録の取消し日 平成十七年二月十八日

五 適用条文 法第三十七条第一項第一号

●東京都告示第二百五十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成十七年二月二十五日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成十七年二月二十五日

東京都知事 石原 慎太郎